【表紙】

【提出書類】　臨時報告書

【提出先】　関東財務局長　殿

【提出日】　平成31年2月1日提出

【ファンド名】　ＣＡＭ世界金融機関ハイブリッド・ファンド（為替ヘッジあり）
（３ヶ月決算型）
ＣＡＭ世界金融機関ハイブリッド・ファンド（為替ヘッジなし）
（３ヶ月決算型）

【発行者名】　キャピタル アセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】　代表取締役　杉本　年史

【本店の所在の場所】　東京都千代田区神田錦町１丁目１６番１号

【事務連絡者氏名】　渡邉　豊彦

【連絡場所】　東京都千代田区神田錦町１丁目１６番１号

【電話番号】　03-5259-7401

【縦覧に供する場所】　該当事項はありません。

Ⅰ【臨時報告書の提出理由】

ＣＡＭ世界金融機関ハイブリッド・ファンド（為替ヘッジあり）（３ヶ月決算型）およびＣＡＭ世界金融機関ハイブリッド・ファンド（為替ヘッジなし）（３ヶ月決算型）（以下「当ファンド」といいます。）について、金融商品取引法第24条の５第４項に基づく特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第２項第14号の規定に従い、本臨時報告書を提出致します。

Ⅱ【報告内容】

イ．信託の終了の年月日

2019年4月23日（予定）

2019年2月19日の書面による決議において、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の３分の２以上の賛成をもって可決された場合、2019年4月23日に信託を終了します。

ロ．信託の終了に係る決定に至った理由

当ファンドは、当初の運用方針通り、「世界金融機関ハイブリッドマザーファンド」の受益証券を主要投資対象とし、安定的な収益の確保と中長期的な信託財産の成長を目指して、運用を行って参りました。しかしながら、このたび、受益権総口数の減少と新規の投資資金の流入が見込めないことから、当初の運用方針を維持することができず、運用の継続が極めて困難になったことから、早期に投資資金の資金回収を行なうことが受益者の利益に資するものと判断し、投資信託約款第43条第1項に規定される「この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき」を適用し、信託終了（繰上償還）に関する書面決議の手続きをとることといたしました。

ハ．法令に基づき信託の終了に係る決定に関する情報を発行者の発行する特定有価証券の所有者に対し提供している場合又は公衆の縦覧に供している場合には、その旨

信託の終了に関する事項は、以下の方法により情報を提供します。

2019年2月4日付けにて、当該信託終了に関する公告を電子公告により行い、次のアドレスに掲載します。http://www.capital-am.co.jp/

また、2019年2月1日現在の当ファンドの知られたる受益者に対し、書面をもって書面決議の通知を発します。